

安全安心にキャンパスライフを送るために

新入生の皆さんは、これからスタートする大学生活(勉学、ひとり暮らし、アルバイト、サークル活動等)を心待ちにしていることと思います。初めてのことに戸惑うことも多いと思いますので、本学では、大学生活をスタートするにあたって、新入生の皆さんに気を付けていただきたいことをまとめました。新入生はもちろん、保護者等の方もご一読のうえ、安全・安心にキャンパスライフを送っていただくようお願いします。

いろいろな勧誘

入学式以降、キャンパスでは学生が自主的に行う各種学生団体(サークル・クラブ等)による新入生歓迎行事(新歓)が行われます。これらの新歓行事に紛れ込み、**所属する団体名とその活動内容を偽り、反社会的な活動を行う特定の学外組織等**が無断でキャンパス内に入り、言葉巧みに新入生を勧誘することがあります。こうした勧誘に対して、例年、多くの学生から問い合わせや相談が寄せられております。

本学の各種学生団体(サークル・クラブ等)には、大学に登録して活動する正規の学生団体(学友会所属団体)と、届出せずに活動する任意の学生団体があります。登録している学生団体は、本学の学生及び教職員の全員で組織・運営されている「学友会」に所属し、大学からのサポートを受けています。一方、**任意の学生団体の一部には稀に特定の学外組織と密接に結びつき、反社会的な行動を煽動する団体や、本来の活動内容を伝えずに勧誘する団体も見受けられます。**事例を紹介しますので、十分に注意してください。

正体・目的を隠した不審な勧誘(偽装勧誘)に注意!

入学試験の合格発表が行われる3月頃から新入生をターゲットに、本来の活動内容等を伝えずに「**アンケート調査**」、「**食事会**」、「**勉強会**」、「**ボランティア**」等を話題として、特定の学外団体に引き込もうとする「偽装勧誘」の事例が大学に多数寄せられています。こうした団体や組織のなかには、マスコミで取り上げられる**カルト**と呼ばれているものもあります。昨今は、キャンパス内に限らず、インターネット交流サイトを利用した勧誘や、アパートを訪問して誘いこもうとする手口があります。また、新歓期間だけではなく年間を通して勧誘活動を行っている団体もあります。

誘いをかけてくる機会と場所

- 新入学準備時(大学生協等にアパート探しに来た時等)や入学式
- サークル勧誘時に組織的に勧誘する
- キャンパスの食堂、ベンチ、空き教室
- アパート訪問
- レンタルショップやスーパーマーケット

こんな声掛けに注意

- アンケートに協力してくれませんか
- 食事会/勉強会に参加しませんか
- コンサートに行きませんか
- 一緒にスポーツ(サッカー等)しませんか
- 学生生活に満足していますか
- 人生や生きる意味について考えてみませんか
- ボランティア活動に参加しませんか
- 近くにコンビニ(本屋、薬局)はありませんか

偽装勧誘の特徴

- ① **ひとりでいるときに声をかけてくることが多い。**
- ② **笑顔で親切そうに接してくることが多い。**
- ③ **東北大生とは限らない。**
(社会人や東北大学を退学した者がいる。)
- ④ **学外に連れ出し、勧誘することが多い。**
(大学周辺のアパート等を活動拠点にしている。)
- ⑤ **最初は本当の目的を話さない。**
(友好関係を築いてから宗教等の話を持ち出す。)



「学生自治会」、「サ協」等の 学友会所属以外の任意集団からの呼びかけに注意!

「学生自治会」と称する集団は、特定の学外組織(中核派:「革命的共産主義者同盟全国委員会」の通称)と密接に結びついた、**本学の学生の身分を持たない学外者を多く含む任意の集団**です。反戦、反原発、労働、政治等の社会問題を話題に、皆さんにデモや集会への参加、署名、ストライキを呼びかけてきます。安易に活動に加わったため、深く入り込み、**学業が疎かになり、卒業できずに退学、除籍となる者がいます**。この集団は、学外者とともに自らの要求を押し通したり、ピラマキ、窓口での抗議行動、署名、選挙と称して、キャンパスや学内施設、教室内に無断で立ち入り、皆さんを勧誘することがありますので、ご注意ください。



学生自治会費は支払う必要がありません!

過去に、学生自治会から大学生活に必要な経費であるかのように会費の納入を求める行為がありました。まったく必要な経費ではありませんので、納入を求められても、支払わないでください。

「サ協」(文化部サークル協議会運営委員会)と称する集団は、自らを課外活動の代表団体であるかのように振る舞い、上記の「学生自治会」と同じ学外者や学生で組織されています。以下の枠に示す、大学へ正規の届出をしない活動実態が不明な団体の多くにも、サ協のメンバーがそれぞれ複数の代表を装い、かつ、複数の部室を**不当に占有**していることもあります。部室の不当占有に対する学友会からの再三の明け渡しの呼びかけには一切応じることなく、大学への抗議行動等を展開しています。

大学に正規の届出をしていない主な団体

- | | | |
|-----------|--------------|-------------------|
| ■ 学生自治会 | ■ 部落解放をたたかう会 | ■ 文化部サークル協議会運営委員会 |
| ■ 婦人問題研究会 | ■ 運動部会議 | ■ 反原発行動委員会 |
| ■ 社会思想研究会 | ■ 川内寮問題を考える会 | ■ ビリーブ21 |
| ■ 近代史ゼミ | ■ 破防法研究会 | ■ サークル「輪」 |
| ■ 部落解放研究会 | ■ スパゲッティクラブ | ■ 朝鮮史研究会 |
| ■ クリーンクラブ | ■ 社会科学研究会 | ■ 川内支局 |
| | | ■ アジア研究会 |

勧誘を受けたら・・・

- 団体名とその活動内容を直接確認するだけでなく、インターネット等を利用し、その団体をよく調べてから活動に参加する。

※「学友会」の所属団体、活動内容等については、学部別オリエンテーションで配付される「学生生活案内」、新歓活動で配布する「サークル紹介パンフレット」やホームページで確認できます。

本学HP
トップページ

▶ 在学生の方へ

▶ 学友会・サークル
の順にクリック



お断りします

- 個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、SNSの連絡先等)を安易に教えない。
- 正体・目的を隠した不審な勧誘はキッパリ断る。

本学の 方針

- キャンパス内における学外団体の組織的な活動等は禁止しています。
- 偽装勧誘はいかなる場においても認めません。
- この方針は、学生個人の思想信条の自由を否定・制約するものではありません。

！ 東北大生として良識と責任ある行動を!



違法行為は、当然、社会においては法律によって厳しく罰せられることとなりますが、それとは別に、**大学においても、学則に基づき、懲戒処分(退学、停学、戒告)の対象**となります。

軽率な行動、自己の欲求等を満たすことだけを考えた行為は、時によっては**大学生生活や将来を失うこと**につながってしまいます。常日頃から、「**人に対する思いやり(人権の尊重)**」と「**法令遵守の精神**」を持ち、**社会人・東北大生として良識と責任のある行動を心がけてください。**

外国人留学生のみなさんは、出身国と日本では生活習慣やルールが異なる場合がありますので、注意してください。

ダメ! 絶対!

- 盗撮・痴漢・未成年者とのわいせつ・ストーカー行為等の性犯罪
- 窃盗・傷害等の犯罪
- 大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用
- 20歳未満の者の飲酒、飲酒の強要(アルハラ)
- 騒音、ゴミの出し方等の生活上のマナー違反
- インターネット上での中傷等の書き込み
- 自転車・バイク走行中の法令違反・マナー違反
- その他、社会モラル、法律に抵触する行為



お酒やタバコは20歳になってから!

2022年4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられました。ただし、成人年齢が18歳に引き下げられても、**20歳未満の者の飲酒・喫煙は法律により禁止されています**。大学生になったからといって、飲酒や喫煙をしてもよいというわけではありません。いかなる場合においても、20歳未満の者は飲酒・喫煙をしないでください。



飲酒 について



毎年、大学生による飲酒に関する事故や事件が報道されておりますが、本学においても、ここ数年、**過度の飲酒により体調が悪化し救急搬送されたケース**や、**学生団体主催の懇親会で20歳未満の者に飲酒を勧めたことが判明し、活動を一定期間停止とする処分を受けた学生団体**がありました。

お酒を飲むと気分が高揚し、普段は絶対に行わないことをしてしまう場合もあります。とくに大学生の飲酒は、重大な事件や事故につながるものが少なくありません。これから始まる新生活を有意義なものにするために、飲酒を勧められても断るようにしてください。

喫煙 について



本学では、全キャンパス全面禁煙(電子タバコも禁止)です。20歳未満の者が喫煙しないことは当然ですが、20歳になってからもキャンパス内で喫煙することはできません。

「好奇心から」、「なんとなく」、「友達から勧められて」等のきっかけで喫煙を始める人もいます。20歳を過ぎてから喫煙しようと考えている場合は、喫煙を始める前に、喫煙が健康に与える影響や依存性をよく考えてください。

！ 仙台市の条例について

仙台市自転車の安全利用に関する条例について



仙台市では条例により、仙台市内で自転車を利用する者に①～⑥の責務が課せられており、特に自転車を利用する者は、高額な賠償請求に対応できる自転車損害賠償保険等への加入が必須です。

- ① 道路交通法その他関係法令を遵守しなければならない
- ② 自転車の安全利用に必要な知識の習得に努める
- ③ 歩行者及び他の自転車の通行に配慮するよう努める
- ④ 歩道等において、歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、押して歩くなどにより歩行者の安全に配慮するよう努める
- ⑤ 乗車用ヘルメットを着用するよう努める
- ⑥ 自転車の定期的な点検及び整備を行うよう努める

道路交通法では、これまで自転車のヘルメット着用は13歳未満の子どもの対象に、保護者が着用させる努力義務が課されていましたが、2023年4月1日からは、年齢を問わずすべての自転車利用者へヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

本学学生は原則全員加入となっている「学研災」(学生教育研究災害傷害保険)付帯の「学研賠」(学生教育研究賠償責任保険)が、条例に定める自転車損害賠償保険等に一部対応します。しかし、「学研賠」では補償の範囲が限定されますので、自転車を利用する場合は、高額な賠償請求に対応できる自転車損害賠償保険等に加入するようにしてください。

自転車損害賠償保険の例

- 自転車安全整備店で取り扱う「TSマーク」
- 各保険会社で取り扱う「自転車保険」
- 学研災付帯学生生活総合保険(略称:学研災付帯学総)
- 大学生協で取り扱う「学生賠償責任保険」

※条例で定める自転車損害賠償保険等は、学生本人又は家族が加入している自動車保険や火災保険に付帯する「個人賠償責任特約」等で対応できる場合がありますので、保険加入の前によく確認するようにしましょう。

また、本学の外国人留学生は、条例に定める自転車損害賠償保険等に対応する「インバウンド留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(「インバウンド付帯学総」)*に必ず加入してください。

※学研災加入者のみ加入できます。

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例について

仙台市の条例により、客引き行為等禁止区域が定められ、その区域では「客引き行為」、「客待ち行為」、「勧誘行為」、「勧誘待ち行為」が禁止されています。

禁止行為をした場合、1回目は、当該行為をしてはならない旨の「勧告」、2回目は「命令」、**3回目は5万円以下の過料とともに、違反者の氏名・住所が公表される場合があります。**

この条例に違反した本学の学生は、氏名等を公表され、懲戒処分となっています。

アルバイトをする際は、業務内容を確認し、条例違反や違法行為は絶対に行わないでください。



！ 困ったときや相談したいときは・・・

新入学シーズンは、進学や見知らぬ土地での生活等で環境が大きく変わる季節です。環境が変わると、新しい生活に慣れるために肉体的にも精神的にも疲れものです。それは大きなストレスとなって心身の負担となります。心身に疲労がたまり登校できない日々が続くようなとき、または、大学生活の中でさまざまな問題に出合って困ったり悩んだりしたとき、下記の窓口にいつでも気軽にご相談ください。

保健管理センター ☎ 022-795-7829

学生相談・特別支援センター

学生相談所 ☎ 022-795-7833

特別支援室 ☎ 022-795-7696

- 学業、進路、人間関係等の悩みや不安
- ストレス、心身の健康
- 修学・生活上の困りごと、つまずき
- 障害のある学生の相談・支援

学生支援課 ☎ 022-795-7818

- 落とし物、忘れ物(川内北キャンパス)
- 盗難・事故
- 正体・目的を隠した不審な勧誘
- 学生生活上のトラブルに遭ったとき、見かけたとき